2021年7月6日現在

		ページ	行	誤(【】で囲った部分)	正(【】で囲った部分)	理由
1	第1部	P24	2003年 の部分	医療【保険業】に該当する	医療【保健業】に該当する	_
2	第2部第6章 論点47	P321	上から 2行目	【業種単位で】判定する理由としては、		名古屋国税局の文書回答事例「公益法人等が行う事業のうち収益事業に含まれないものの判定単位について」 https://www.nta.go.jp/about/organization/nagoya/bunshokaito/hojin/1100405/01.htm#besshi1には、【業種単位で】ではなく「個別の事業ごとに判定すべき理由」が記載されているため。
3	第2部第3章 論点21	P262	13行	しかし、税法や通達等には、「認可保育事業は【収益事業】で、認可外保育事業は【非収益事業】」とするような・・・		_
4	第2部第4章 論点25	P271		付随行為の拡大解釈による 収益事業 の判定の【妥協性】	付随行為の拡大解釈による 収益事業 の判定の【妥当性】	_